

令和3年8月閉会中 議会運営委員会の概要

日時 令和3年8月26日（木） 開会 午後2時
閉会 午後2時17分

場所 議会運営委員会室

出席委員 宇田川幸夫副委員長、江原久美子副委員長
岡田静佳委員、須賀敬史委員、中屋敷慎一委員、神尾高善委員、田村琢実委員、
宮崎栄治郎委員、小谷野五雄委員、松坂喜浩委員、石川忠義委員、
山本正乃委員、木村勇夫委員、橋詰昌児委員、萩原一寿委員、秋山文和委員

出席者 木下高志議長、岡地優副議長

欠席委員 立石泰広委員長

説明者 砂川裕紀副知事、堀光敦史企画財政部長

会議に付した事件

議会の運営に関する事項

令和3年8月閉会中 議会運営委員会における発言
(令和3年8月26日(木))

宇田川副委員長

立石委員長が欠席されているので、埼玉県議会委員会規程第7条第1項の規定により、私が委員長の職務を行う。

宇田川副委員長

開会前に申し上げる。本日の本委員会に3名の傍聴者がいるので、報告する。

宇田川副委員長

ただ今から、委員会を開会する。 (14:00)

宇田川副委員長

この際、お諮りする。本日の本委員会について、写真撮影、テレビ撮影及び録音したい旨の申請が、県政記者クラブ幹事社から提出された。

まず、県政記者クラブ加盟社が行う写真撮影及びテレビ撮影については、特別な事情が生じない限り、許可することでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

それでは許可する。

なお、特別な事情が生じた場合は、再度、協議をお願いする。

宇田川副委員長

次に、県政記者クラブ加盟社が傍聴の際に行う録音については、特別な事情が生じない限り、「1 録音は、記事作成等の補助のためにのみ行うこと。2 録音した音声は、放送、インターネットによる送信等をしないこと。3 報道機関の名称が記載された腕章を着用すること。」の条件を付した上で、許可することでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

それでは許可する。

なお、特別な事情が生じた場合は、再度、協議をお願いする。

宇田川副委員長

それでは最初に、議長に挨拶をお願いする。

議長

本日は、議会運営委員会の副委員長をはじめ、委員の皆様方には、御多忙中にも関わらず御参集いただき、8月臨時会の会期予定等について種々御協議を賜るわけであるが、ここに厚く御礼申し上げます。さて、今年度7回目の臨時会となる8月臨時会は、8月27日に開会の予定

である。副議長ともども、円滑な議会運営に努めてまいりますので、皆様方の御支援、御協力をお願いする。以上で私の挨拶とする。

宇田川副委員長

まず、会議録署名委員を指名する。

石川忠義委員、岡田静佳委員、以上、2名の方をお願いする。

宇田川副委員長

1 8月臨時会の付議予定議案についてだが、砂川副知事の説明を求める。

なお、説明の際は、着席したままで結構である。

砂川副知事

委員長のお許しをいただいたので、令和3年8月臨時会に提案させていただく議案について、御説明申し上げます。

まず本日、8月臨時会の招集について告示をさせていただいたところ、議会運営委員会の委員の皆様におかれては、御多忙のところお集まりをいただき、誠に感謝する。この場をお借りして御礼申し上げます。

本県は、7月12日からの新型インフルエンザ等対策特別措置法に基づくまん延防止等重点措置の延長や、8月2日からの緊急事態措置への移行の中で、飲食店等への営業時間短縮要請など、県民、事業者の皆様にご協力をいただきながら各種対策を講じてきた。しかしながら、1日当たりの新規陽性者数は8月に入り、1,000人を超える日が続き、8月19日には過去最多の2,169人となるなど、急速に感染が拡大している。国は、8月17日に、医療提供体制が首都圏を中心に非常に厳しくなっていることなどから、8月2日から8月31日までとしていた緊急事態措置を実施すべき期間を、9月12日まで延長した。これを受け、専門家にも意見を伺った上で検討した結果、飲食店や大規模施設等に対し、9月12日まで引き続き営業時間の短縮等を要請するとともに、急速に増加する新規陽性者に対応するため、医療提供体制を強化することとした。こうした、飲食店等の事業者に対する協力金の支給や医療提供体制の強化などに係る補正予算案について御審議いただくため、臨時会を招集させていただいた次第である。

それでは、お手元の資料「埼玉県議会令和3年8月臨時会付議予定議案件名総括表」を御覧願う。提案を予定している議案は、予算1件である。また、議案以外では、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告が2件あり、合わせて3件となる。

お手元の資料1「埼玉県議会令和3年8月臨時会付議予定議案件名」を御覧願う。1の補正予算については、後ほど資料2にて御説明する。報告事項については、地方自治法第180条第2項の規定による知事専決処分報告である。(1)、(2)のいずれも、条例改正であり、法律の改正に伴い、規定の整備を行ったものである。

お手元の資料2「令和3年8月臨時会補正予算案の概要」を御覧願う。今回の補正予算は、先ほど御説明したとおり、緊急事態措置期間の延長に伴い、飲食店等の事業者に対する協力金の支給に要する経費や感染症患者の急増を踏まえた医療提供体制の強化などについて所要の補正をお願いするものである。その結果、一般会計の補正予算の規模は、561億2,017万1千円となり、既定予算との累計額は、2兆4,439億9,079万3千円となる。

以上で議案の説明を終わる。

議案の詳細については、引き続き、企画財政部長に説明させるので、よろしく願います。

企画財政部長

それでは、お許しをいただいたので、8月臨時会に提案させていただく議案について、お手元の資料により御説明させていただきます。

資料2「令和3年8月臨時会補正予算案の概要」を御覧願う。私からは、「3 内容」について御説明する。

まず、「新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止」の一つ目「飲食店等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」についてである。これは、緊急事態措置の期間が令和3年9月12日まで延長されたことに伴い、県内全域の飲食店等を運営する事業者に対し、酒類提供等の有無に応じて休業や営業時間の短縮等を要件に、協力金を支給するものである。二つ目の「大規模施設等に対する営業時間短縮要請等に伴う感染防止対策協力金の支給」は、同期間、県内全域において、建築物の床面積の合計が1,000平方メートルを超える大規模施設や当該施設内のテナント等を運営する事業者に対し、午後8時までの営業時間の短縮等を要件に、協力金を支給するものである。三つ目の「飲食店等への営業時間短縮要請等に係る現地調査」は、感染拡大防止を図るため、飲食店等への営業時間短縮要請等への協力状況の現地確認をするものである。四つ目の「若年層のワクチン接種促進に向けた広報」は、SNS等を用いた若年層向け広報を実施し、正しい情報を伝えることで、若年層のワクチン接種を促進するものである。

次に、○「感染拡大の影響を受けている事業者への支援」の一つ目「外出自粛等により影響を受けている事業者への支援」は、令和3年4月から6月に引き続き、7月から9月において、飲食店等の営業時間短縮や不要不急の外出自粛等の影響により、月間売上げが減少している事業者を対象に、国が給付する月次支援金に加算して協力支援金を支給するものである。二つ目の「酒類の提供自粛等により特に大きな影響を受けている酒類販売事業者等への支援」は、飲食店等における酒類の提供自粛等により、大きな影響を受けている酒類販売事業者等への支援として、令和3年8月及び9月について、4月から6月までと同様の支援をする。加えて、厳しい経営環境が長期化していることを踏まえ、7月から9月については、給付要件を更に緩和し、月間売上げが15パーセント以上減少する事業者まで対象を拡大するとともに、月間売上げが90パーセント以上減少する事業者には、上限額を引き上げて協力支援金を支給するものである。

次に、○「医療提供体制の強化」の一つ目「緊急的に酸素投与を行う酸素ステーションの設置」についてである。これは、今後、新型コロナウイルス感染症患者の増大と病床のひっ迫に備え、入院が必要と判断された患者の搬送先が確定するまでの間、緊急的に酸素投与を行う施設、「酸素ステーション」を県内4か所に設置するものである。二つ目の「宿泊療養施設における酸素療法及び抗体カクテル療法の実施」は、14か所の宿泊療養施設で酸素療法を実施するほか、1か所の宿泊療養施設を臨時的医療施設とし、抗体カクテル療法を実施することで、療養期間中の安全性を高めるものである。三つ目の「症例集の活用による後遺症に対応可能な医療機関の拡充」は、新型コロナウイルス感染症の後遺症対策として、8医療機関に後遺症外来を標榜していただき、実施した診療について症例集を作成し、他の医療機関に提供することで、多くの医療機関で後遺症の外来診療が可能になるよう働き掛けを行うものである。

裏面を御覧願う。

次に、○「生活に困っている人々への支援」の「生活福祉資金特例貸付の受付期間延長に伴う助成」は、生活福祉資金の特例貸付について、国が受付期間を11月末まで延長したことに伴い、県社会福祉協議会に対する貸付原資等の補助を増額するものである。

次に、○「その他執行見込額との調整」の「高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員等に対するPCR検査」は、高齢者・障害者入所施設及び通所施設の職員等を対象としたPCR検査費用について執行見込額との調整により減額補正するものである。

「4 財源」についてだが、本補正予算案では、全額、国庫支出金を充てることとしている。

資料3は補正予算案を「歳入款別」、「歳出款別」、「歳出性質別」に計数整理したものである。後ほど、御覧いただきたいと存じる。

以上が、8月臨時会に提案を予定している議案の概要である。よろしく願います。

宇田川副委員長

この際申し上げる。ただ今から、本委員会に1名の傍聴者が入室するので、報告する。

宇田川副委員長

2 8月臨時会の会期予定についてだが、8月27日（金）の1日間とすることでよいか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

3 新型コロナウイルス感染防止の対応についてだが、8月臨時会会期中の対応を御協議いただきたいと存じる。

去る8月2日に緊急事態宣言が発出され、本臨時会会期中の8月27日も、同措置の期間内となっているため、委員長案を作成したので、お手元の資料1を御確認願う。

< 確 認 >

宇田川副委員長

主な点を説明する。本会議においては、感染リスクを軽減するため、おおむね3分の1の議員に第4委員会室に移っていただき、そちらで審議に御参加いただくことを考えている。

次に、「2 本会議における対応」の（1）議員の出席についてだが、資料1の2枚目を御願う。議長、副議長及び議会運営委員会の正副委員長を除き、全議員をAからCに区分した。8月臨時会では、本会議が開かれるたびに、Cの議員から順に第4委員会室に移っていただき、休憩ごとにA、Bと交代していく案である。なお、第4委員会室で審議を行う議員についても、本会議に出席したものとみなすこととする。議員の出席制限の例外として、採決等を行う際は、全議員が議場の議席で審議することを考えている。また、質疑・質問や委員長報告など、登壇する機会のある議員については、区分にかかわらず、議場の議席に御着席いただく。

その他、定めのない事項については、議長が判断することとする。

次に、「3 委員会における対応」の（1）委員会室についてであるが、原則ドアは開放し、おおむね30分ごとに窓を開け、換気することとする。あわせて、執行部にも必要最小限の出席者とするよう要請することを考えている。私としては、案のとおり申し合わせるとともに、執行部に対しても協力を要請したいと考えているが、いかがか。

< 了 承 >

宇田川副委員長

それでは、案のとおり決定した。各会派におかれては、所属議員にこの旨の周知をお願いする。

宇田川副委員長

4 埼玉県県庁舎再整備検討委員会参加者の推薦についてだが、去る7月27日、埼玉県県庁舎再整備検討委員会委員長の高柳副知事から議長あてに、同委員会に参加いただく方を、県議会議員から1名推薦されたいとの依頼があった。

議員の推薦期限は、8月4日（水）までとなっており、委員会を開催する時間がなかったことから、正副委員長により調整した。

会派別所属議員数から按分したところ、推薦する会派は自民とし、自民から本木茂議員を推薦するとの報告があったため、同議員を推薦したので、報告する。

宇田川副委員長

5 その他の次回議会運営委員会の確認についてだが、特別な事情のない限り、8月臨時会開会日・8月27日（金）の午前9時30分とすることによいか。

< 了 承 >